

## 役員及び評議員等の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人椿福祉会（以下「この法人」という。）の評議員及び理事並びに監事（以下「役員等」という。）、評議員選任・解任委員会委員、苦情解決第三者委員、相談役の報酬に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規定における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 評議員とは、定款第5条に定める者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条に定める理事及び監事をいう。
- (3) 常勤理事とは、理事長及び常務理事並びにこの法人で理事の業務を行う理事をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の理事及び監事をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員会委員とは、定款第6条に定める委員をいう。
- (6) 相談役とは、定款第23条に定める者をいう

### (役員報酬)

第3条 常勤理事には、次に定める額を上限に報酬を支払う。

- (1) 理事長 年額500万円
- (2) 常務理事 年額400万円
- (3) 理事 年額330万円

2 前項の規定にかかわらず常勤理事が、この法人の職員であって、職員給与規程により、給与を支給されているときの役員報酬の上限は、次のとおりとする。

- |      |          |
|------|----------|
| 理事長  | 年額 210万円 |
| 常務理事 | 年額 120万円 |

3 常勤役員の交通費は、月額25,000円を限度に実費を支払う。

4 役員報酬は、毎月20日（支給日が銀行等休業日のときは、前営業日）に支払う。

### (会議等出席の報酬)

第4条 評議員及び役員等が、評議員会又は理事会への出席、監事監査、その他の法人の業務を行ったときは、別表1の報酬を支払う。ただし、常勤理事及びこの法人の職員兼務の理事については、この規定は適用しない。

### (評議員の報酬)

第5条 評議員の報酬総額は、各年度500,000円を超えない範囲とする。

### (出張旅費)

第6条 理事長及び役員が、職務上の必要により出張するとき、別表3の出張旅費を支払う。

2 出張旅費は、職務完了後の清算払いを原則とするが、必要により事前に支払うことがで

きる。

(苦情解決第三者委員等の報酬)

第7条 苦情解決第三者委員及び評議員選任・解任委員会委員、相談役が、委員会又は会議等に出席したとき、別表2の報酬を支払う。ただし、この法人の職員兼務の委員については、この規定は適用しない。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号規定の報酬等の支給基準として公表する。

(改定)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

- 1 この規程は2017年4月1日から施行する。
- 2 この規程は2017年12月1日から施行する。
- 3 この規程は2018年6月20日から施行する。
- 4 この規程は、2020年7月1日から施行する。
- 5 この規程は、2024年7月1日から施行する。

別表1

事 項	報酬額
評議員会、理事会等に出席したとき	1回につき12,000円
監事監査及び法人業務を行ったとき	1回につき12,000円

注：報酬額は、交通費を含む源泉徴収税額控除後の金額とする。

別表2

事 項	報酬額
苦情解決第三者委員会に出席したとき	1回につき12,000円
評議員選任・解任委員会に出席したとき	1回につき12,000円
相談役が会議等に出席したとき	1回につき12,000円

注：報酬額は、交通費を含む源泉徴収税額控除後の金額とする。

別表3

事 項	金額
交通費等旅費	実費
宿泊費	1泊20,000円を上限に実費を支払う